

母子父子寡婦福祉資金貸付制度のご案内

母子父子寡婦福祉資金とは…

母子家庭・父子家庭の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする貸付制度です。

たとえばこんなとき、ご相談ください

- ・子どもさんが学校に進学するための費用が必要なとき
 - ・仕事をするために必要な技能・能力を習得したいとき
 - ・就職するための準備費用が必要なとき
 - ・公営住宅の入居の際の条件として敷金や前家賃等が必要なとき
 - ・母子家庭・父子家庭になられて間もないため、生活が安定しないとき
 - ・失業や、疾病などのため、生活費や医療費が一時的に足りないとき
- ・・・など

この資金は、過去にこの資金を借りた人の償還金が、あなたへの貸付金の原資となり、また、将来あなたが返済される償還金が、次の借入希望の方への貸付金の原資となる仕組みとなっています。

期限までにあなたからの返済がないと、次の方が借りられないことにもなりかねません。いわばたすけあいの制度です。

● 申込み・お問い合わせ先は

○お住まいの市町村の福祉事務所

○島根県健康福祉部青少年家庭課ひとり親支援係

〒690-8501 松江市殿町1番地 第2分庁舎2F

電話番号 0852-22-6688・6689

メールアドレス bfks@pref.shimane.lg.jp

※ 青少年家庭課ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/seishonen/> ※



島根県

母子父子寡婦福祉資金一覧表

(令和6年度)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金（事業経営の主体者であり、かつ事業経営上の技術又は経験を有している場合に限る）	3,470,000円 【団体】 5,220,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
事業継続金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金（借金返済は対象外）	1,740,000円 【団体】 1,740,000円		6ヶ月	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 (注1)大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4年、5年）については課外活動費（部活動費など）、保健衛生費（診療代など）を含む。 自宅外通学の場合は加えて、食費・住居費・光熱水費等も含む。 (注2)高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から授業料減免額及び給付型奨学金の額を差し引いた額が限度額となる。	○高等学校、専修学校（高等課程） 【国公立】（自 宅）月額 27,000円 （自宅外）月額 34,500円 【私 立】（自 宅）月額 45,000円 （自宅外）月額 52,500円 ○高等専門学校 【国公立】（自 宅）月額 31,500円 （自宅外）月額 33,750円 1～3年 （自 宅）月額 67,500円 （自宅外）月額 76,500円 4～5年 【私 立】（自 宅）月額 48,000円 （自宅外）月額 52,500円 1～3年 （自 宅）月額 98,500円 （自宅外）月額 115,000円 4～5年 ○専修学校（専門課程） 【国公立】（自 宅）月額 67,500円 （自宅外）月額 78,000円 【私 立】（自 宅）月額 89,000円 （自宅外）月額 126,500円 ○短期大学 【国公立】（自 宅）月額 67,500円 （自宅外）月額 96,500円 【私 立】（自 宅）月額 93,500円 （自宅外）月額 131,000円 ○大学 【国公立】（自 宅）月額 71,000円 （自宅外）月額 108,500円 【私 立】（自 宅）月額 108,500円 （自宅外）月額 146,000円 ○大学院 【修士課程】月額 132,000円 【博士課程】月額 183,000円 ○専修学校（一般課程）月額 54,000円	修学期間中	当該卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校（一般課程）5年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (注1)大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4年、5年）については受験料、被服費等も含む。 (注2)高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から入学金減免額を差し引いた額が限度額となる。	○小学校 64,300円 ○中学校 81,000円 ○高等学校・専修学校（高等課程・一般課程） 【国公立】（自 宅）150,000円 （自宅外）160,000円 【私 立】（自 宅）410,000円 （自宅外）420,000円 ○大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程） 【国公立】（自 宅）410,000円 （自宅外）420,000円 【私 立】（自 宅）580,000円 （自宅外）590,000円 ○大学院 【国公立】380,000円 【私 立】590,000円 ○修業施設（内閣総理大臣が定める施設に限る。） （自 宅）272,000円 （自宅外）282,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	【一般】 月額 68,000円 【特別】 (一括) 816,000円 (12月相当) (自動車運転免許 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	105,000円 (特別 340,000円)		1年	6年以内	母(父)が扶養する児童に係る場合及び連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
医療介護金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く。)寡婦	【医療】 340,000円 (特別 480,000円) 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
生活活資金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	【一般】 月額 108,000円 【技能習得】 月額 141,000円 【家計急変】 月額 児童扶養手当に準拠した額 (注1) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額10万8千円、合計259万2千円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、129万6千円(一般分の12月相当)を限度として貸し付けることができる。 (注2) 生計中心者でない場合(母子・父子) 月額 72,000円 現に扶養する子のない場合、現に扶養する子の生計を維持していない場合(寡婦) 月額 72,000円 (注3) 一括貸付け限度額(物価の影響による) ・知識技能を習得する期間中 423,000円 ・医療又は介護を受けている期間 315,000円 ・生活安定期間 315,000円 ・失業貸付期間 315,000円	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 母子(父子)家庭になって7年未満 離職した日の翌日から1年以内 家計が急変している期間中原則3か月以内(最長1年まで延長可)	知識技能習得後6ヶ月 医療又は介護終了後6ヶ月 生活安定期間の貸付期間満了後6ヶ月 失業中の貸付期間満了後6ヶ月 家計急変中の貸付期間満了後6ヶ月	技能習得20年以内 医療又は介護5年以内 生活安定貸付8年以内 失業5年以内 家計急変10年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
住宅資金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
転宅資金	母子家庭の母又は父子家庭の父 寡婦	260,000円		6ヶ月	3年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	320,000円		6ヶ月	5年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%

(注) 償 還：月賦・口座振替を原則とし、繰上償還もできる。

違約金：償還金をその償還予定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金につき年3%の違約金が賦課される。

1. 対象となる方

島根県（松江市を除く）にお住まいの方で、

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、40歳以上の配偶者のない女性
- ・父母のない児童

（所得制限があります）

2. 申請に必要な書類

- （1）貸付申請書
- （2）戸籍謄本 ※
- （3）世帯全員の住民票
- （4）連帯保証人の住民票
- （5）島根県税の納税等の証明書
- （6）前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）
- （7）資金の種類別に必要な書類（お問い合わせください）
※外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

3. 貸付条件

資金の種類は「母子父子寡婦福祉資金一覧表」のとおりです。

貸付対象、貸付限度額、貸付を受ける期間、据置期間、償還期限（返済期間）、適用利率については資金の種類により異なります。

返済は、原則月賦償還（毎月返済）・口座振替となります。

また、他の奨学金を利用される場合は、当資金との併用ができない場合があります。

その他詳細についてはお近くの市町村役場か、島根県青少年家庭課までお問い合わせください。

4. 連帯保証人

- （1）父母のない児童など児童自身が借主になり、修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金の貸付を受けようとするときには、保証能力を有していると認められる連帯保証人1名が必要です。
- （2）適用利率が無利子の資金以外については、将来の返済時のご負担に配慮し、連帯保証人を立てていただくことを原則とします。

5. 貸付手続きの流れ

- （1）相談窓口にて申請書等をお渡しします。必要書類をご準備ください。
- （2）貸付申請受け付け後、後日面接と書類審査を行います。
審査の結果、貸付ができない場合や、減額して貸付を行う場合がありますのでご了承ください。
- （3）貸付が適当と認められましたら貸付決定通知書と借用書をお送りします。
- （4）借用書は、借主、連帯借主と連帯保証人等が各自、直筆で署名し、実印を押印した上で、印鑑登録証明書を添付して提出してください。
- （5）借用書の提出があった後、資金を指定の口座に振り込みます。

6. 償還（返済）について

この資金は、借りられた方からの償還金（返済金）が、次に借りられる方に貸し付ける財源となる、いわば相互たすけあいの制度です。きちんとした償還計画（返済計画）を立てて、期限までに必ずお返してください。

償還金（返済金）を納入期限までに納入されない場合は年3%の割合で違約金を賦課します。

また、滞納された場合は、督促や催告をするとともに、連帯保証人にも請求するほか、訪問して状況をお聞かせいただくことになります。